

○須高行政事務組合情報公開条例施行規則

(令和6年3月22日規則第1号)

(趣旨)

第1条 この規則は、須高行政事務組合情報公開条例（平成17年条例第5号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(条例の施行)

第2条 条例の施行に関しては、[須坂市情報公開条例施行規則（平成13年須坂市規則第48号）](#)の例による。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。